

平成22年4月19日スタート

高齢運転者等 専用駐車区間制度 ができます。



標章車専用



標章車専用

この道路標識に
注目!!



標章車専用



- 高齢者、身体の不自由な方、妊娠している方などのための専用駐車区間です。(専用の標章が必要です。詳しくは、最寄りの警察署にお問い合わせください。)
- それ以外の方が駐車した場合は駐車違反となり、他の場所より高い反則金・放置違反金が課されます。